

## 《馬ドーピング防止および規制薬物規程》に関する選手のためのガイド

### 【何のためのガイドですか？】

このガイドは、新しい《馬ドーピング防止および規制薬物規程》の要点の理解を促すための選手向けガイドです。法律的なルールは専門的で、法律家ではない人にとってはかなり理解しづらいものです。しかし、公正性をもつ規程を構築することは合理的なことであり、それは選手を保護することになり、法的な複雑さをかなり回避することが可能です。このガイドは、わけのわからない法律の専門用語や理解しづらい概念を使わず、選手が本当に知りたいことを説明する、あなたのためのガイドなのです。

### 【名前の意味は？】

馬のドーピングおよび薬物規制を取り扱う、この新しい規程の名前は《馬ドーピング防止および規制薬物規程 (Equine Anti-Doping and Controlled Medication(“EADCM”))》です。この名前が長く、覚えづらいものであることは認識していますが、我々は決して理解しづらい名前にしたいわけではありません。この規程ではドーピングについてのルールと薬物規制についてのルールの両方を扱っており、それゆえ、この長い名前は、何についての規程であるかを十分に説明するためには必要なのです。EADCM 規程においては、どのクラスに分類されるものかは関係なく、競技で使用が禁じられているあらゆるものを“禁止・規制物質 (Prohibited Substances)”とといいます。馬術スポーツにおいて絶対に使ってはならないドーピング物質を“禁止物質 (Banned Substances)”、また、一般的に馬の治療には使用するものの競技では禁止されている薬物を“治療用規制物質 (Controlled Medication Substances)”とといいます。この 2 つのグループを区別するための簡単な方法は、“禁止物質 (Banned Substances)”はドーピングの一部とみなされるもの、一方、規制薬物は競技においては禁止されているものの、日常的には使われているものと理解することです。これまでの競技における陽性事例のほとんどは治療用物質であり、だからこそ注意が必要です。EADCM 規程は、第 1 章として馬のドーピング防止 (“EAD”) 規則が、第 2 章には馬の規制薬物 (“ECM”) 規則が記載されています。これは 2 つのパートに分かれているひとつのルールブックで、その両方で EADCM 規程を構成しています。

要約：

EADCM 規程 (EADCM Regulations)：ドーピングおよび薬物規制の両方を含む包括的な規程

禁止・規制物質 (Prohibited Substances)：競技において馬体内に存在することが許されないあらゆる物質

禁止物質 (Banned Substances)：禁止・規制物質のうち、ドーピング物質として禁止物質に指定された物質

治療用規制物質（Controlled Medication Substances）：禁止・規制物質のうち、治療用として規制物質に指定された物質

### 【私にはどのような責任がありますか？】

選手として、あなたには EADCM 規程を知り、理解し、守る責任があります。しかし、基本的なことを理解するためには、法律の専門家である必要はありません。あなたがライダー、馬車の御者、あるいは軽乗の調馬索手であるなら、あなたは EADCM 規程違反の責任を有する馬の管理責任者です。それが、借りた馬に騎乗したり、借りた馬に馬車を曳かせたり、借りた馬による軽乗競技だったとしても！ それゆえ、馬の世話や治療を任せる人については、細心の注意が必要です。貸与馬の場合、その馬で競技に参加する前に、その馬の治療記録を確認しておくべきです。規程においては、もし、あなたをサポートしてくれる人が EADCM 規程違反を引き起こしてしまったら、その人は責任をとらなくてはなりません、あなたもまた同様に責任をとることになります。たとえば、あなたの馬の治療に使用している物質はいかなる規則違反にもならないという獣医師の言葉を信用し、後に検査で禁止・規制物質（Prohibited Substance）が陽性結果となったことを知った場合、獣医師を信頼していたとしてもあなたが規則違反を犯したことになります。同様に、あなたをサポートしているグループが、間違えて病気の馬用の薬物を競技馬の 1 頭に与えてしまい、後に陽性結果が出た場合、あなたが規則違反を犯したことになります（あなたのグループも同様の扱いになるでしょう）。

### 【“厳格な責任”の原則とは何ですか？】

EADCM 規程下では、馬から採取した検体中に禁止・規制物質（Prohibited Substance）が見つかったとき、馬管理責任者は厳しく責任を問われます。これは、馬管理責任者が禁止・規制物質（Prohibited Substance）を使用したのが、意図的か否か、認識していたか否か、不注意あるいはその他の過失であったかに係わらず違反とみなされることを意味しています。また、禁止・規制物質（Prohibited Substance）が実際に競技力を向上させたか否かも関係ありません。それゆえ、馬管理責任者にとってとても大切なことは、何が禁止されているのかだけでなく、どのようなことが不注意による違反を引き起こすのかを理解することです。この厳格な責任の原則はありますが、馬管理責任者には常に自らの過失ではないことを説明する機会があり、制裁（資格停止または罰金、あるいはその両方）の決定にあたっては、違反が起きた背景が常に考慮されます。しかし、厳格な責任の原則は、あなたが自分の過失ではないことを証明し、皆がそれを認めたとしても、陽性結果が出た競技会における人馬のコンビは自動的に失格処分となることを意味しています。

### 【馬の禁止・規制物質（Prohibited Substance）リストとは何ですか？】

競技において馬体から検出されるほとんどの薬剤（内服薬・外用薬）は、使用が禁止され

ているものです。その概念は、薬物の使用によってもたらされる不正な利益によることなく、その馬自身の力をもって競技に参加しなければならないという FEI の理念が基本となっています。それゆえ、馬の禁止・規制物質 (Prohibited Substance) リスト (“リスト”) には、競技において使用が禁止されるすべての物質が掲載されており、それが禁止物質 (Banned Substance) と治療用規制物質 (Controlled Medication Substances) のどちらとして扱われるかが示されています。また、あなたは、禁止・規制物質 (Prohibited Substance) と同じ生物学的あるいは科学的な作用をもつあらゆる物質が、すでにリストに掲載されているものはもちろんのこと、その名称がリストに載っていないものであっても、同様に使用が禁止されていることを知っておかなければなりません。これは、製薬会社が EADCM 違反を避けるために製造した、実質的には禁止・規制物質 (Prohibited Substance) と同一でありながらわずか 1 つか 2 つの原子を変えただけの物を、選手が競技馬に使用することを防止するためです。このような物質を見逃すことはフェアではありません。なぜなら、ずるい行為を助長することであり、正々堂々と競技に参加している大多数の選手に対してアンフェアだからです。また、新しい禁止・規制物質は随時リストに掲載されますが、それが EADCM 規程違反として扱われるようになるのは、リストに掲載されて 90 日が経過してからです。

**【FEI 禁止・規制物質 (Prohibited Substance) リストは、国内競技で守らなければならない物とは異なるのですか？】**

新しい EADCM 規程の導入により、将来的には同じリストが国際および国内競技で適用されることとなります。(NF によっては 2011 年 1 月までに FEI リストの適用を義務付けますが、その他の NF では 2012 年 1 月までとしているところもあります。詳しくはそれぞれの NF に問い合わせること。) このことが選手にとって、競技参加における明確性と簡便性を向上させることを期待しています。

**【競技馬に治療用規制物質 (Controlled Medication) を投与したい、しかし競技にも参加したいときはどうすればよいのでしょうか？】**

あなたの競技馬が薬物の投与を必要としており、近日中に競技参加の予定がある場合、治療を担当する獣医師/チーム獣医師と協議しなければなりません。馬体内からそれらが消えるまでの時間は、物質によって異なります。同時に複数種類の薬物を投与した場合には、それらが検出される可能性がある期間は、しばしば予測不可能かつ長くなるものです。あなたの競技馬は、規程違反を防止するため、競技参加時には“クリーン”でなければなりません。競技会への輸送中または競技間近に馬を治療したとき、あるいは馬体内に何らかの物質が存在している疑いがあるときには、競技会場到着後速やかに大会の獣医オフィシャルにそれを報告し、治療を担当した獣医師/チーム獣医師が記入および署名した馬治療目的使用に係る除外措置 (“ETUE”) 申請書により競技参加許可を求めなければなりません。

許可がおりる前には、獣医オフィシャルによる検討が必要です。あなたが ETUE 申請書を提出すれば必ず許可がおりるものだと思っははいけません。競技会場において、あなたの馬が獣医的な処置や治療を必要とするとき、治療を担当する獣医師／チーム獣医師は、治療を行なう前に許可を求め、獣医オフィシャルによる承認を得なければなりません。その後 ETUE 申請書はもれなく記入され、FEI に送付されます。ETUE は治療用規制物質 (Controlled Medication) にのみ適用されるものであり、禁止物質 (Banned Substance) には適用されないことを承知しておいてください。

### 【“自主的任意検査”とは？】

自主的任意検査は、治療を担当する／チーム獣医師が FEI 検査所に対して、競技馬の尿中に特定の禁止・規制物質 (Prohibited Substance) が存在するかどうかの検査を依頼するためのシステムです。あなたが検査を希望する馬に投与された物質が何であるかを検査所に伝えなければなりません。自主的任意検査は、治療を終えたあなたの競技馬の体内から禁止・規制物質 (Prohibited Substance) が検出されるであろう期間を推定するのに役立つものです。しかし、自主的任意検査は尿検体についてのみ実施するもので、血液検体については実施していません。また、費用はあなたが負担するものです。自主的任意検査を受けたにも係わらず、尿検体からは検出されないある禁止・規制物質 (Prohibited Substance) が血液検体から検出されることがあります。ですから、自主的任意検査においては検出されなかった禁止・規制物質 (Prohibited Substance) が、実際の検査においては陽性結果となることもあるのです。さらに、自主的任意検査の結果は公式なものではなく、あくまでもあなたの判断の参考になるものです。このシステムの利用にあたっては、説明をよく読み、FEI ウェブサイトから入手できる申請書式への記入を、治療を担当する／チーム獣医師に依頼してください。

### 【競技中に使用が許可される物質はありますか？】

使用が許可される物質リストはありません。あるのは禁止物質リストのみです。競技で採取した検体から検出されても違反とはならない特定の物質については、FEI は常に使用を認めています。しかしながら、競技種目別に独自のルールがあるので、自身が参加する種目に適用される種目独自のルールを知っておくことです。また、競技では注射による投与は ETUE 申請書 3 がなければ行うことはできず、その申請書の承認、治療にあたる獣医師による記入および当該競技会の獣医オフィシャルによる副署を必要とすることを覚えておいてください。ETUE 申請書 3 により、注射による投与許可を得た場合には、投与にあたっては獣医師代表あるいはその代理人による監視または管理が必要な場合があります。治療を担当する／チーム獣医師は、監視が必要か否かについて、獣医師代表に相談しなければなりません。

参考までに、以下は競技において禁止されていない一般的な物あるいは特例です。

- 1) 抗生物質。ただし、プロカインペニシリン G を除く。
- 2) 抗原虫薬 (Marquis、Navigator など)
- 3) 抗潰瘍薬。一般的に知られている薬剤としては Omeprazole、Ranitidine、Cimetidine、Sucralfate がある。
- 4) 防虫剤
- 5) 駆虫薬 (レバミゾールおよびテトラミゾールを除く)
- 6) 10 リットル以上の静脈への補液。総合馬術のクロスカントリースタート前の午前中または午後には補液禁止。
- 7) ビタミン B、アミノ酸、電解質。これらの経口投与は常に認められ、多くの場合、この投与方法が好まれている。しかし状況によっては、獣医師は静脈注射あるいは筋肉内注射を好むことがある。獣医師が注射による投与を希望した場合、上記の指針を守ることに注意すること。
- 8) 牝馬に対する発情抑制剤 (Regumate) の使用は、所定の申請書 (ETUE2) が提出されている場合に限り認められる。セン馬および牡馬の体内から検出された場合には、重度禁止物質 (Banned Substance) とみなされることに注意すること。
- 9) 局所の外傷に使用する軟膏薬は、副腎皮質ホルモン (コルチコステロイド)、局所麻酔、刺激薬 (カプサイシンのような薬物)、その他の禁止物質が含まれていない物。
- 10) 予防的あるいは治療的な関節処置。経口摂取するこれら製品 (コンドロイチン、グルコサミン等) の多くは、常に経口での摂取は認められており、ほとんどの場合、経口摂取が好まれる。しかしながら状況によっては、獣医師は静脈注射あるいは筋肉内注射を好むことがある。その例として、レジェンド (Legend) あるいはハイオネート (Hyonate) の静脈注射、アデクエン (Adequan) の筋肉内注射、ポリ硫酸ペントサン (Pentosan) の筋肉内注射がある。注: FEI 規則下では、薬物の関節内投与はすべて禁止される。

### 【私の馬が検査を受ける可能性があるタイミングは？】

第 1 回ホースインスペクションの 1 時間前から、その競技会における最終結果の発表後 30 分まで、競技期間中随時、検査が実施される可能性があります。特別なスケジュールが定められているオリンピックまたはパラリンピック (“OG” 併読のこと) においては、上記と異なることがあります。競技外検査プログラムが定められていなくても、検査をする正当な理由がある場合には、競技外検査が実施されることもあります。

### 【どのようにして検査対象馬が選ばれるのですか？】

通常ほとんどの上位入賞馬が検査対象となり、さらにその他の馬が無作為に選ばれます。競技審判団がパフォーマンスに疑義をもった馬が、対象として選ばれることもあります。あなたの馬が検査対象に選ばれたら、通常は競技エリアから出るときにスチュワードまたは検査オフィシャルがあなたにそれを通知します。検査対象に選ばれたときには、スチュ

ワードまたは検査オフィシャルの指示に速やかに従わなければなりません。その係員が検体採取馬房に同行し、検体が採取されるまで付き添います。また、検体採取過程の間中、あなたが馬に付き添うか、あるいはグルームまたはその他然るべき人を付き添わせなければなりません。未成年者の場合は、19歳以上の代理人が付き添わなければなりません。

### 【検査過程において、私にはどのような権利がありますか？】

あなたには検査に立ち会ってその過程を監視する権利があり、正当な理由があれば苦情や異議を申し立てることができます。あなたあるいはその代理人は、検査獣医師が採取プロセスを終了した後に、署名をするための書類が渡されます。もし、何らかの苦情または懸念がある場合には、書類にその内容を記入してください。その書類のコピーが検査獣医師からあなたに渡されます。後にあなたの馬から採取した検体が陽性結果となった場合、あなたが記入した懸念事項は、当該事例において重要な意味を持つでしょう。多くの選手が馬の検査において、グルームやその他の代理人に自らの責任を委任しています。検体採取はドーピング防止および薬物規制における重要なパートだということを認識しておいてください。採取過程に立ち会った人だけが、後日、採取過程あるいはその採取が規程に則って実施されたか否かについて証言することができるのです。ですから、あなたがグルームやその他の代理人に立ち会いを任せるのであれば、もしあなたの馬が検査で禁止・規制物質 (Prohibited Substance) 陽性結果となったときには、検査過程で何が起こったのかについての説明をすべてグルームまたはその他の代理人に任せることになります。検体採取は、選手の義務の中でも重要な部分であり、陽性結果は深刻な影響を与えるものです。それゆえ、可能な限りその場に立ち会うことを奨励します。

### 【何が採取されるのですか？】

通常は尿と血液が、FEI 検査オフィシャルの監視のもとで採取されます。一般的には検体獣医師が尿を採取するために費やす時間は1時間までです。その時間内に尿が採取できなかったときには、血液のみを採取します。採取した各検体は、A 検体および B 検体として知られているように、2つに分けられます。その他にも肢巻き、被毛、あるいは皮膚を拭き取ったものが検体として採取されることがあります。検体は全て注意深く採取され、ラベルを貼られ、梱包されます。そして、あなたまたはあなたの代理人は、採取過程に立ち会い、その過程に関していかなる苦情も懸念もないことを確認するための署名を求められます。もし、その過程に関して苦情あるいは懸念があるときは、それを書類に記入し、その記録としてコピーを保持しなければなりません。検体は密封され、分析結果が確定したときに最終的にそれがどの馬から採取されたものなのかを特定するための個別のナンバーのみがふられ、FEI 検査所に送られます。

### 【禁止・規制物質 (Prohibited Substance) 陰性結果の場合、どうなるのですか？】

検査結果が陰性だった場合、検査所基準に則って 3 ヶ月以内にその検体は廃棄されます。しかし、その検体がオリンピックまたは世界馬術選手権大会（“WEG”）で採取されたものであれば、最長 8 年間保存されます。オリンピックまたは WEG で採取された検体が競技会後に分析されたときは、馬から検体が採取された時点で禁止されていた禁止・規制物質（Prohibited Substance）が検出された場合のみ、馬管理責任者は陽性結果の責任を負うこととなります。これら検体が保管される理由は、オリンピックおよび WEG の清廉性を保つことが重要だからです。後日、FEI がある情報をもとに、その選手が規程に違反していたかもしれないことに気づいた場合、FEI はその情報が正しいか否かを判断するために、さかのぼって当該検体を分析できるようにしておかなければなりません。これは、競技のレベルの高さを守り、禁止・規制物質（Prohibited Substance）を使用していない馬で競技に参加している選手としてのあなたのキャリアの頂点である競技会が公正であり高いレベルであることを守っているのです。

#### 【禁止・規制物質（Prohibited Substance）陽性結果の場合、どうなるのですか？】

禁止・規制物質（Prohibited Substance）の検査結果が陽性だった場合、FEI は FEI 検査所から馬名が特定されていない検体の情報を受け取り、その陽性結果の公正性を確認するための調査を指揮します。特に、獣医規程および検査所における過程が順守されているか否かだけでなく、競技における当該馬の治療関連書類がファイルされているか否かも調査します。何かが適正に行われなかったことを発見したときは、その過失が陽性結果を引き起こしたか否かについて更に調査します。そのようなことがなく、いずれにしても陽性結果である場合には、FEI はその事例についての手続きを進めることができます。

#### 【私は暫定資格停止処分となるのでしょうか？】

禁止物質（Banned Substance）に関して陽性結果が出た場合、あるいはオリンピックまたは WEG で採取された検体から治療用規制物質（Controlled Medication）が検出された場合には、自動的に暫定資格停止処分となります。この暫定資格停止処分は自動的なもので、FEI の決定によるものではありません。ですから、すべての選手に対して同様の扱いがなされます。すぐあなたには、その暫定資格停止処分解除を主張するための予備聴聞会を要求する権利が告げられます。この聴聞会は、FEI 裁定委員会メンバー 1 人の前で行われ、速やかに決定が知らされます。暫定資格停止処分が解除されず、その後、暫定資格停止処分が解除されると思われる証拠を集めた場合には、あなたは FEI 司法部門に対し新たな証拠を示すための第 2 回予備聴聞会を求めることができます。暫定資格停止処分を受けた期間については、最終的な聴聞会后に科された最終的な資格停止処分期間から差し引かれます。

【暫定資格停止期間中には競技に参加できないことは知っていますが、コーチはしてもよ

### いのでしょうか？】

ダメです。暫定資格停止処分（最終的な資格停止処分においても同様です）が科されているときには、あなたはドーピング防止に関する教育に関するもの以外、ナショナルレベルまたはインターナショナルレベルを問わず馬術スポーツにおけるすべての公式な活動に従事することができません。しかし、暫定資格停止処分に競技会場に行くことは禁止されておらず、それは最終的な暫定資格停止処分においても同様です。

### 【“簡易手続き（ADMINISTRATIVE PROCEDURE）” 事例とは何ですか？】

オリンピックまたは WEG 以外で採取された検体が、治療用規制物質（Controlled Medication Substance）陽性結果となり、それがあなたと馬とのコンビにとって初めての違反だったとき、簡易手続き（Administrative Procedure）（“Fast Track” と言われることもあります）が利用できることを通知されます。これはあなたが、CHF1,500（スイスフラン）の罰金および CHF1,000（スイスフラン）の費用を支払うことを受け入れ、同時に FEI 裁定委員会の前で行われる最終的な聴聞会に関する権利を放棄するというものです。あなたとあなたの競技馬は、当該検体が採取された競技会においてすべての賞金とメダルの没収を含む失格処分となりますが、競技に参加できない期間（資格停止処分）はありません。この簡易手続き（Administrative Procedure）は、初めての軽微な違反に対する特別措置であることを覚えておいてください。あなたにはこの措置を受け入れなければならない義務はなく、当該事例について FEI 裁定委員会による聴聞を要求することができるのです。あなたが簡易手続き（Administrative Procedure）を希望しない場合、当該事例は EADCM 規程による制裁が適用されます。（これは資格停止処分または罰金、あるいはその両方が科されるという意味です）

### 【B 検体の分析とは？】

“B 検体”の分析とは、あなたの競技馬から採取した検体（尿または血液）の 2 つ目のパートである B 検体を、検査所で分析することをいいます。これは、A 検体から検出された禁止・規制物質（Prohibited Substance）が間違いなく存在することを確認するために行われます。B 検体が陰性だった場合には、この事例はここで終了し、それ以上の調査は行われません。新しい EADCM 規程においては、馬管理責任者は A 検体と異なる検査所で B 検体を分析するよう要求することができます。これは、この規程における新たな取り組みであり、選手からの要望や意見を反映したものです。FEI は、地理的条件、B 検体の検査所が検査に要する時間、そのほかにも公正性や迅速な B 検体の分析結果を考慮して、B 検体を分析する FEI 公認検査所を選定します。また、馬管理責任者は、B 検体の分析が適正に行われていることを確かめるため、自らが分析に立ち会うことまたは代理人を立ち合わせることができます。FEI 裁定委員会により、EADCM 規程違反と判断されたときには、B 検体の分析費用はあなたの負担となります。

### 【A 検体・B 検体ともに陽性となったらどうなるのですか？】

B 検体により A 検体の結果が正しいことが証明されたとき、馬管理責任者は自らの抗弁のために、説明、証言、専門家の意見を提出する機会が与えられます。また、馬管理責任者は、FEI 裁定委員会による最終的な聴聞会に出席する（電話あるいは直接）機会も与えられます。馬管理責任者が最終的な聴聞会を希望しないときは、当該事例結審のための書類を提出することができます。FEI もまた、書類、証言、その他の証拠を、当該事例を審理の参考として提出することができます。（“How Testing Works and What Happens Next（検査はどのように行われ、その結果どのようなことが起きるのか）”については、[www.feicleansport.org](http://www.feicleansport.org) のダウンロードセンターから入手可）

### 【選手として、A 検体および B 検体陽性という事例はよく耳にするのですが、それ以外にも FEI 裁定委員会に付託される EADCM 違反事例はあるのでしょうか？】

あります。ドーピング防止規程および規制薬物規程違反事例の大半は、馬から採取した検体の検査により発覚するものですが、それ以外にも禁止され、違反につながる行為があります。そのような違反の可能性があるのは、以下のような行為です。

#### 1) 禁止・規制物質（Prohibited Substance）を使用または使用しようとすること

これは、あなたが禁止されている何かを使用したことまたは使用しようとしたことが発覚したとき、あなたの馬の検体が検査されない、あるいは禁止・規制物質（Prohibited Substance）が何も検出されない場合でも、それが違反となることがあります。

#### 2) 通知を受けた後に検体採取を拒否すること、またはその他の方法で検体採取を回避すること

通知を受けた後に、検体採取を拒否または馬を連れていかない、あるいは検査担当者から身を隠したとき、それが違反となる場合があります。

#### 3) 不正を加えること

あなたの馬から採取した検体を他の馬のものとしり替える、または適正な採取を妨げるなど、あなたの馬の検体に何らかの不正を加えた場合は、それが違反となる場合があります。

#### 4) 所持

競技会場で禁止物質（Banned Substance）を所有していたら、それは違反となる場合があります。ただし、治療用規制物質（Controlled Medication）の所有は違反にはなりません。

#### 5) EADCM 規程違反に関する支持、促進、援助、ほう助、隠ぺい、その他あらゆるタイプの共謀は、違反事例となる場合があります。

### 【FEI 裁定委員会とは？】

FEI 裁定委員会はボランティアの法律家 7 名で構成されています。この 7 名は、FEI の重要事項決定のために、FEI 総会で世界各国から選任されます（現在の FEI 裁定委員会は、アルゼンチン、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、ノルウェーのメンバーで構成）。FEI 裁定委員会は、EADCM 規程に係わる事例（その他タイプにおいても同様）における証拠について検討し、結論を出します。通常、規程の内 EAD に係わる事例（禁止物質に係わる事例）については 3 名の裁定委員会メンバーが聴聞、決定し、一方、ECM 違反（治療用規制物質に係わる事例）については 1 名の裁定委員会メンバーが決定します。

### 【FEI 裁定委員会に出席することになったら、弁護士が必要でしょうか？】

FEI 裁定委員会に出席する際、弁護士は必要ありません。しかし、あなたにとってベストの対応を決定するためにアドバイザーに相談するべきであり、法律知識のある代理人はこの過程において非常に有益です。

### 【最終的な聴聞とはどのようなものですか？】

あなたが、FEI 裁定委員会に出席しての最終聴聞会を希望するのであれば、当該事例のために選任された FEI 裁定委員会メンバーに（面会または電話で）直接訴える機会が与えられます。FEI 司法部門は、専門的な観点から当該事例を取り扱います。通常、最終的な聴聞会は、聴聞会を実施する場所に応じて、FEI 本部の記者会見室、またはその他の会議室で行われます。聴聞会の議長に指名されたメンバーは、それぞれの立場から提出された証拠を適切に取り扱い、スムーズかつ公正な審理過程の確保に努めます。

### 【最終的な聴聞会において、私にはどのような権利がありますか？】

最終的な聴聞会において、あなたには以下の権利があります。

- (1) 公正かつ公平な聴聞パネル
- (2) あなたが選んだ弁護人の代理出席（あなたの費用負担による）
- (3) 違反という判断に対するあなたの意見
- (4) 証人の喚問を含む、あなたが希望する証拠の提出
- (5) あなたが英語に堪能でない場合、通訳者の同席

### 【EADCM 規程違反を犯したとき、どのような制裁が科されますか？】

あなたが EADCM 規程を犯したとき、適用される制裁には 4 つのレベルがあります。

- 1) **失格処分**：馬と選手のコンビネーションは自動的に失格処分となり、メダル、賞、賞金等は没収され、組織委員会に返還しなければなりません。また、FEI 裁定委員会は、当該馬管理責任者および／または競技馬（選手あるいは馬が、異なる馬あるいは選手との組み合わせで競技に出場している場合）を、同じ競技会内で実施された別の競技、ある

いは検体が採取された競技会より後に参加した競技会についても失格処分とする決定を下すでしょう。失格処分の有無は、当該事例について判明した事実に基づいて FEI 裁定委員会が決定するものです。

- 2) **資格停止**：禁止物質 (Banned Substances) について、資格停止処分期間は 2 年間で**最小**です。これは人間のアスリートに関する世界アンチ・ドーピング機構の規程に基づいており、**最大** 2 年間の制裁が適当であると記載されていた以前のルールは変更されています。2 年間の資格停止期間は、馬の管理責任者が自分のせいではないこと、または自分には重大な過失や不注意がなかったことを示すことができた場合に限り、短縮されることがあります。治療用規制物質 (Medication Substances) については、その事例に関する事実および馬管理責任者による説明に基づき、資格停止期間は**最大** 2 年間となります。
- 3) **罰金**：禁止物質 (Banned Substances) 違反については、それを適用しない公正な理由がない限り、CHF15,000 (スイスフラン) です。治療用規制物質 (Controlled Medication) については、最高 CHF15,000 (スイスフラン) の罰金となります。
- 4) **費用**：FEI 裁定委員会は、馬管理責任者に対して当該事例の審理に関する費用を課すことができます。

**【私と馬がチーム競技に出場していて、違反により失格となった場合、チームメイトには何らかの影響がありますか？】**

あります。チーム競技に出場した後に失格処分となった場合、あなたの成績はチーム競技から削除され、チーム成績に算入可能な次点の選手の成績に置き換えられます。あなたの成績が削除されることによって、チームを構成するために必要な選手数に満たなくなってしまうとき、チーム成績は失権となります。チームを構成する人数が足りている場合は、チーム順位は降格します。チームとしてメダルまたは賞金を獲得しており、あなたの失格処分により順位が降格したとき、あなたのチームメイトはメダルおよび賞金またはその両方を返還しなければならないことを承知しておいてください。

**【FEI 裁定委員会の決定に納得のいかないとき、不服申し立てはできますか？】**

はい。FEI 裁定委員会の決定については、その決定事項の発行から 30 日以内にスポーツ仲裁裁判所 (ローザンヌ) に不服申し立てをすることができます。

**【スポーツ仲裁裁判所 (“CAS”) とは？】**

スポーツ仲裁裁判所 (CAS) は、スポーツ界特有の必要性に応じた手段によって、仲裁や調停を通じてスポーツに関連する争いの解決を図るための業務を担当する、いかなるスポーツ団体からも独立した組織です。CAS は 1984 年に創設され、スポーツ仲裁国際理事会 (ICAS) が管理・運営する機関です。CAS は、調停およびスポーツ関連法律に関する専門

知識を持つ 87 カ国、300 名の仲裁人を備えています。また、毎年およそ 200 件が CAS に付託されています。

### 【EQUESTRIAN COMMUNITY INTEGRITY UNIT とは？】

Equestrian Community Integrity Unit (“ECIU”) は、合同審査会の勧告を受けて最近設立されたもので、選手を守るためのものです。EADCM 規程違反が疑われるあらゆる事柄を調査し、それを FEI 司法部門に報告します。もし、あなたが違反に関する証拠、あるいはドーピングや薬物に関する深刻な懸念を持っているのであれば、調査のために ECIU にその内容を匿名で通知することができます。この新しい制度は、クリーンスポーツをより確かなものにするための我々の取り組みにおいて、重要なものになるでしょう。

### 【警告】

- ・ 禁止・規制物質による飼料汚染の可能性を忘れず、このことについて飼料供給業者と話し合ってください。競技馬用の飼料については、禁止・規制物質が含まれていないことを確認しておくべきです。その詳細が明確ではない小売店、またはよく知らない小売業者から飼料を購入することは避けてください。この警告は、ハーブ（漢方薬等）製品や飼料添加剤についても同様です。
- ・ もし、馬が敷料（特にワラ）を食べたりする場合、馬の尿に排出された何らかの薬物が再摂取された可能性もあります。あなたは常に、敷料が清潔であり、他の馬によって汚染された可能性がないことを確認しておかなければなりません。
- ・ 馬が何らかの治療を受けたときには、その薬物が近くの馬房に入っている競技馬にまで広がらないようにしてください。イソクスプリン（これは時としてナビキュラー病や蹄葉炎の治療に用いられる）は汚染物質としてよく知られているもののひとつです。馬の治療をしたら、その馬房を完全にきれいにしないまま同じ馬房に競技馬を入れてはいけません。他の馬に薬物を与えるときに使っているバケツから、競技馬に飼料を与えてもいけません。
- ・ あなたの馬の治療記録をきちんととっておいてください。貸与馬の場合も同様です。治療を担当する／チーム獣医師とグルームには、馬に施した治療について、日付、時刻、投与した物質、量、投与方法（静脈注射等）、名前、獣医師資格を記録しておくように依頼します。
- ・ 一般的な内容を記載したこのガイドは、選手の利益と安心のためにつくられたものであり、競技会において選手が犯してしまう EADCM 規程違反に関する法的または獣医学的なアドバイスを目的にしたものではありません。そのような場合には、あなたが係わる事例にふさわしい人に相談しなければなりません。さらに、このガイドの内容は随時変更されるものであり、このガイドと EADCM 規程またはその他あらゆる FEI の規則や規程に相違がある場合には、それら規程や規則がこのガイドに優先します。